





# 地代家賃の

## 統制額改訂

新聞やラヂオで御承知でせうが、九月二十五日附の物価騰貴告示で地代家賃統制令による地代、家賃の算定方法が改正され、十月一日から実施されました。これは固定資産税とつり合いをとるため、従来賃賃価格を基準として算出していたのを改め、今度課税台帳に記載された固定資産評価額を基礎として地代、家賃を算出するよう改正されたものであります。

なお修繕その他の維持費等から見ても現行統制額は低くすぎるとの声もあるが、諸物価値上りの折柄、国民生活を壓迫する地代、家賃の全面的値上げは一應保留すべきであるとの観点から、今回の改訂は固定資産税との凸凹のみを是正する目的で改訂されたものであります。

その内容は、

一、地代統制額(月額)  
土地の価格(固定資産課税台帳に登録された価格)の千分の二・二とする

二、家賃統制額(月額)  
第四回市民体育祭陸上の部は丁度三日が雨でグラウンドの悪条件のため四日に延期されま

家賃統制額は次の純家賃額と地代相当額の合計とする。  
純家賃額は建物の価格(固定資産課税台帳登録価格)の千分の二に坪当り十二円を加えた額。  
地代相当額は地代の算出方法により算出した額。

三、間代統制額(月額)  
その建物全部の家賃統制額を各室の面積の比で按分する。また通風、採光等事情によつてこの額を調整する方法もある。おりにこの賃賃価格の七・二倍と改訂後の価格の千分の八との合計額がそれに相当し、若しこの金額より實際の税額が大きければその六分の一(十月以降六ヶ月分の一ヶ月分)を加え、若し小さければ同様の

計算で差し引くわけである。以上が主なる改正点ですが、今回の改訂によつて価格の異動に伴つて自動的に統制額が変更されることになったことが特色です。

### 五の計算例

固定資産税が統制額計算に使用した税相当額より高い場合敷地の坪数30坪とする

此の旧賃賃価格 60円  
今度固定資産課税台帳に登録された価格 60,000円として市の固定資産税率は  $\frac{1.6}{100}$  ですから

$$60,000 \times \frac{2.2}{1,000} = 132 \text{円} \quad \text{昭和26-10-1より改正地代}$$

$$60,000 \times \frac{1.6}{100} = 960 \text{円} \quad \text{昭和26年度固定資産税}$$

$$\left\{ 960 \text{円} - (60 \text{円} \times 7.2) + \left( 60,000 \times \frac{8}{1,000} \right) \right\} \times \frac{1}{6} = 8 \text{円} \dots \text{加算額}$$

$$132 \text{円} + 8 \text{円} = 140 \dots \text{1ヶ月坪当地代額} \quad \text{但し昭和27年3月迄の計算です}$$

以上のように計算して従来の統制額が大きいときはそのまま据置することが出来る

### 國勢調査表彰さる

昨年十月一日行われた昭和二十五年國勢調査は我が國の各種施策の基礎資料を得るものであり、又國際連合加盟の世界各國と同一歩調を以つて行われた期的大調査でありました。その際は二百数十人に及ぶ國勢調査員並同指導員の献身的な御努力と市民皆様の深い御理解と御協力を以たさき本市の成績は極めて優秀なる成果を収めて去る七月一日縣下九ヶ市町村と共に内閣總理大臣から表彰状を授與されました。

こゝに御同慶申しあげると共に当時の御協力と御労苦に対しまして厚く感謝申しあげます。なお本市統計係長山崎茂七は本年統計事務に従事しその功績に対し十一月七日本縣統計大会の席上縣知事より表彰されました。



### 「保健婦だより」

#### 療養者の集ひによせて

菊花の匂ふ窓辺に集ふ療養者の元氣な姿をそれ苦難の道を越え再び人生のスタートに立つた満ち溢れる希望の姿です。

これは過日國民健康保険相談室に於て開催された、療養者座談會で出席者は川越市役所國保課長、係長、保健婦、療養者十名を加え先づ、

國保課長の挨拶、続いて係長の過去に於ける闘病生活の経験談、新結核予防法の解説、集つた療養者の方達の尊い体験談、逐次快方に向つて居る方々の話、尙苦闘中の方の訴え等あり極めて有益なものであります。

経済的にもまた治療施設に於ても恵まれない現在、病む人にとつては結核の療養費は大きな負担です。この日の席上でも大多数の方々がその訴えがありました。と同時に結核という病気をかくしたがりそのためにも充分療養も

### 時局問答

第一「兄さん講和條約が調印されましたが何時から効力が発生するのでしょうか」

兄「講和條約は日本の場合は國會の承認と政府の批准が必要だ。批准とはまあ承認の意味だが、こうして手続がすむと批准書がつけられる。調印各國はこの批准書をつらみりかに送るわけだが、調印四十九箇國のうち、オーストラリア、カナダ、セロンドン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、英國及び米國の十一箇國の過半数、即ち六國の批准書がアメリカに寄託されたとき、そのときに批准して居るすべての國に効力を生ずるのだ。」

第一「すると若し批准書を寄託する國が六箇國に足りなくて講和條約が効力を生じなかつたときはどうなるのでしょうか」

兄「その場合日本が批准書を寄託した日の後九箇月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した國は三年以内に日本とアメリカに通知して、自國と日本との間に、この條約の効力を生ずることをできる。」

第一「講和條約が効力したら、日本も國際連合に入れるのでせうか」

兄「必ずしもそうは行かない。國際連合に入るには更にむづかしい手続がある。簡單にはゆかないだらうね。しかし國連の下にある色々な機構には、だんたん加入しつゝあるし、實質的に國連加盟國同様の扱ひを受ける日は遠くはない。我々も充分の自覚を持つて一日も早く諸外國に對しても恥づかしくない國民にならなければならぬね」

### 第四回市民体育祭

#### 盛況裡に終る

第四回市民体育祭陸上の部は丁度三日が雨でグラウンドの悪条件のため四日に延期されま

しいスポーツの祭典をくりひろげ、極めて盛況裡に終りました。こゝに各方面の絶大な御援助御協力を感謝いたします。

なお成績の主なるものは次の通りです。

### 川越市体育協會表彰さる

去る十月二十七日から卅一日の六日間に亘り文部省並に日本体育協會共催のもとに第六回國民體育大會秋季大會が廣島市にて開催されました。二十七日の開會式には天皇、皇后御臨席あらせられ、その御前に於て我が川越市

体育協會は社會體育の普及振興の成果を認められ社會體育優良團體四十三の一團として表彰の榮譽に浴しました。当日は我が川越市体育協會より会長神山義男氏が協會を代表して受領しました。

### 表彰状

- 埼玉縣川越市体育協會
- 右は社會體育の普及振興に貢献して健全な社會生活の建設に多大の成果をあげたとして表彰する優良團體として表彰する
- 昭和二十六年十月二十七日
- 文部大臣 天野貞祐
- 日本体育協會 會長 東龍太郎

### 「赤い羽根」の共同募金に

#### 好成績の川越市

毎年恒例の赤い羽根の共同募金運動は昨年も川越市は大変よい成績を収めました。今年も市民皆様の御協力によつて、期待を裏切らない好成績を収めることが出来ました。

即ち戸別募金は目標五

万七千円に對して九六・七%、街頭募金は目標二十一万円に對して十一月五日現在で八九%に達し、尙集計未了の分もありました。この率は更に上廻りませう。この募金は生活保護、医療保護、兒童福

社、經濟保護、社會教化等に有益に使われまふ。我々のまごころが身寄りのない老人、貧しい病人、不幸な子供達の希望の糧となるわけです。市民各位の御協力御援助に深く感謝いたします。



寫眞説明— 體育祭に熱狂する應援團